

議案第 28 号

飯能市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯能市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 27 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第 34 条）」を
「第 5 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第 34 条）
第 6 章 雑則（第 35 条）」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 19 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 20 条に次の 1 項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 20 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 20 条の 2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時におい

て、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第34条において準用する場合を含む。))及び第32条第26号(第34条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定さ

れるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における改正後の飯能市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第5項及び第28条の2（新条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第19条（新条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新条例第20条の2（新条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新条例第22条の2（新条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

令和3年2月12日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 省略</p> <p><u>第6章 雑則（第35条）</u></p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p><u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（運営規程）</p> <p>第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>（勤務体制の確保）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 省略</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>（運営規程）</p> <p>第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>（勤務体制の確保）</p>

第20条 省略

2～3 省略

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定介護予防支援事業者

は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者

は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよ

第20条 省略

2～3 省略

うに、次の各号に掲げる措置を講じなければならぬ。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第23条 省略

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならぬ。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討

(揭示)

第23条 省略

する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)
を定期的を開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)~(8) 省略

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならな

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)~(8) 省略

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合

い。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(28) 省略

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び

指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第34条において準用する場合を含む。))及び第32条第26号(第34条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(28) 省略

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

第二十一条第二項(新介護予防サ―ビス等基準第九十五条(新介護予防サ―ビス等基準第二十条において準用する場合を含む。)、第三百九十九条の二第二項(新介護予防サ―ビス等基準第九十五条、第九十六条、第九十七条、第九十八条、第九十九条、第一百条、第一百零一条、第一百零二条、第一百零三条、第一百零四条、第一百零五条、第一百零六条、第一百零七条、第一百零八条、第一百零九条、第一百一十条、第一百一十一条、第一百一十二条、第一百一十三条、第一百一十四条、第一百一十五条、第一百一十六条、第一百一十七条、第一百一十八条、第一百一十九条、第一百二十条において準用する場合を含む。)、及び第二百七十三条第六項(新介護予防サ―ビス等基準第二百八十条において準用する場合を含む。))、新指定介護予防支援等基準第二十条の二(新指定介護予防支援等基準第三十二条において準用する場合を含む。))並びに新地域密着型介護予防サ―ビス基準第三十一条第二項(新地域密着型介護予防サ―ビス基準第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第五条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サ―ビス等基準第五十三条の二第三項(新居宅サ―ビス等基準第五十八条において準用する場合を含む。)、第一百零一条第三項(新居宅サ―ビス等基準第五十五条の三、第九十九条、第一百零九条、第一百十條、第一百十條の十五、第一百十條の三十二及び第一百十五條において準用する場合を含む。)、新地域密着型サ―ビス基準第三十条第三項(新地域密着型サ―ビス基準第三十七條の三、第四十條の十六、第六十一條、第八十八條及び第九十二條において準用する場合を含む。)、第三百三條第三項、第三百二十六條第四項、第四百九十九條第三項及び第六百七十七條第四項、新介護予防サ―ビス等基準第五十三條の二第三項(新介護予防サ―ビス等基準第六十一條において準用する場合を含む。)、第二百二十條の二第三項(新介護予防サ―ビス等基準第四十二條、第六十六條、第八十五條及び第九十五條において準用する場合を含む。)、第五百五十七條第四項、第二百八十八條第四項及び第二百九十一條第四項(新介護予防サ―ビス等基準第二百六十二條において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サ―ビス基準第二十八條第三項(新地域密着型介護予防サ―ビス基準第六十四條において準用する場合を含む。))及び第八十條第三項、新介護老人福祉施設基準第二十五條第三項及び第四十八條第四項、新特別養護老人ホーム基準第二十四條第三項(新特別養護老人ホーム基準第五十九條において準用する場合を含む。))及び第四十條第四項(新特別養護老人ホーム基準第六十三條において準用する場合を含む。))、新軽費老人ホーム基準第二十九條、附則第十條及び附則第十七條において準用する場合を含む。))並びに新介護医療院基準第三十條第三項及び第五十二條第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

第六条 この省令の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準第四十條第一項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準第二條第一項第三号イ及び第四十七條第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

2 前項の規定は、新居宅サ―ビス等基準第四十條の四第六項第一号イ(2)、新地域密着型サ―ビス基準第六十條第一項第一号イ(2)、新介護予防サ―ビス等基準第五十三條第六項第一号イ(2)、新介護老人保健施設基準第四十一條第二項第一号イ(2)、新介護療養型医療施設基準第三十九條第二項第一号イ(2)、第四十條第二項第一号イ(2)、第四十一條第二項第一号イ(2)、新特別養護老人ホーム基準第三十五條第四項第一号イ(2)及び第六十一條第四項第一号イ(2)並びに新介護医療院基準第四十五條第二項第一号イ(2)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新居宅サ―ビス等基準第四十條の四第六項第一号イ(2)	入所定員	新指定介護老人福祉施設基準第二條第一項第三号イ	利用定員	新居宅サ―ビス等基準第二百一十一條第一項第三号
	第四十七條第二項	新指定介護老人福祉施設基準第二條第一項第三号イ	入居定員	第四百十條の十一の二第二項
新地域密着型サ―ビス基準第六十條第一項第一号イ(2)	入所定員	新指定介護老人福祉施設基準第二條第一項第三号イ	利用定員	新地域密着型サ―ビス基準第三十一條第一項第三号イ
	第四十七條第二項	新指定介護老人福祉施設基準第二條第一項第三号イ	入居定員	第六百六十七條第二項
(2)新介護予防サ―ビス等基準第五十三條第六項第一号イ	入所定員	新指定介護老人福祉施設基準第二條第一項第三号イ	利用定員	新介護予防サ―ビス等基準第二百二十九條第一項第三号
	第四十七條第二項	新指定介護老人福祉施設基準第二條第一項第三号イ	入居定員	第五百五十七條第二項
新介護老人保健施設基準第四十一條第一項第一号イ(2)	入所定員	新指定介護老人福祉施設基準第二條第一項第三号イ	入居定員	新介護老人保健施設基準第二條第一項第三号
	第四十七條第二項	新指定介護老人福祉施設基準第二條第一項第三号イ	入居定員	第四百八十八條第二項

された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第七条(第三十二条において準用する場合を含む。))及び第三十条第二十六号(第三十二条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当た者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正)
 第六条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。附則において「地域密着型介護予防サービス基準」という。)の一部を次の表のように改正する。

	改	正	後	改	正	前
目次						
第一章(第四章 (略))						
第五章 雑則(第九十条)						
附則						
(趣旨)						
第一条 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第百十五条の十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。						
一 三 (略)						
四 法第百十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十一条第一項(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第十二条(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第三十一条第二項(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第三十三条(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第三十七条(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第五十三条、第六十七条第二項、第七十七条及び第八十八条第二項の規定による基準						
五・六 (略)						
第三条 (略)						
2 (略)						
3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。						
目次						
第一章(第四章 (略))						
附則						
(趣旨)						
第一条 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第百十五条の十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。						
一 三 (略)						
四 法第百十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十一条第一項(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第十二条(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第三十三条(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第三十七条(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第五十三条、第六十七条第二項、第七十七条及び第八十八条第二項の規定による基準						
五・六 (略)						
第三条 (略)						
2 (略)						
(新設)						

(傍線部分は改正部分)

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第二十条の二 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。(をとおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

(揭示)

第二十一条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(虐待の防止)

第二十六条の二 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等)を活用して行うことができるものとする。(を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第三十条 指定介護予防支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 一 八 (略)
- 九 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議(テレビ電話装置等)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。をいう。以下同じ)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

第三十三条 (略)

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第三十三条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他のこれらに類するものうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等)の知覚によつて認識することができる情報が記載

(新設)

第二十条の二 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。(をとおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

(揭示)

第二十一条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(新設)

第二十六条の二 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等)を活用して行うことができるものとする。(を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第三十条 指定介護予防支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 一 八 (略)
- 九 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議(テレビ電話装置等)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。をいう。以下同じ)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

第三十三条 (略)

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第三十三条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他のこれらに類するものうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等)の知覚によつて認識することができる情報が記載

に限り、) 第二十二條(第三十二條において準用する場合に限る。)、第二十六條(第三十二條において準用する場合に限る。)、並びに第二十六條の二(第三十二條において準用する場合に限る。))の規定による基準

三 (略)

四 法第百十五條の二十四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四條第一項及び第二項、第五條、第十八條の二、第二十條の二、第二十二條、第二十六條並びに第二十六條の二の規定による基準

五 (略)

第一條の二 (略)

2・4 (略)

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第百十八條の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(運営規程)

第十七條 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として次に掲げる事項を定めるものとする。

一〜五 (略)

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 (略)

(勤務体制の確保)

第十八條 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより当該職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十八條の二 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

合に限る。))の規定による基準

三 (略)

四 法第百十五條の二十四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四條第一項及び第二項、第五條、第二十二條並びに第二十六條の規定による基準

五 (略)

第一條の二 (略)

2・4 (略)

(新設)

(新設)

(運営規程)

第十七條 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として次に掲げる事項を定めるものとする。

一〜五 (略)

(新設)

六 (略)

(勤務体制の確保)

第十八條 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

第十四章 雑則

(電磁的記録等)

第二百九十三条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報)が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第四十九条の五第一項(第六十一条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第二百四十二条(第二百五十九条において準用する場合を含む)、第二百六十六条、第二百八十五条、第二百九十五条(第二百十条において準用する場合を含む)、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条、第二百八十条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。)及び第二百三十七条第一項(第二百六十二条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正)
第五十条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号。附則において「指定介護予防支援等基準」という。)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

目次

第一章 第五章 (略)
第六章 雑則(第三十三条)

附則

(趣旨)

第一条 基準該当介護予防支援(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。))第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業に係る法第五十九条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防支援(法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業に係る法第五十五条の二十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 (略)

二 法第五十九条第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条第一項及び第二項(第三十二条において準用する場合に限る)、第五条(第三十二条において準用する場合に限る)、第十八条の二(第三十二条において準用する場合に限る)、第二十条の二(第三十二条において準用する場合

(新設)

(新設)

改 正 前

目次

第一章 第五章 (略)

附則

(趣旨)

第一条 基準該当介護予防支援(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。))第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業に係る法第五十九条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防支援(法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業に係る法第五十五条の二十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 (略)

二 法第五十九条第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条第一項及び第二項(第三十二条において準用する場合に限る)、第五条(第三十二条において準用する場合に限る)、第二十二條(第三十二条において準用する場合に限る)並びに第二十六条(第三十二条において準用する場合

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

目次

第一章～第十四章 (略)
第十五章 雑則(第二百七条)

附則

(趣旨)

第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型居宅サービスの事業に係る法第七十二条の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。
一・二 (略)

三 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条第一項(第四十三條、第五十八條、第九九條及び第二百六條において準用する場合に限る。)、第九條(第四十三條、第五十八條、第九九條、第四百十條の三十二及び第二百六條において準用する場合に限る。)、第三十三條(第四十三條、第五十八條、第九九條、第四百十條の三十二及び第二百六條において準用する場合に限る。)、第三十七條(第四十三條、第五十八條、第九九條、第四百十條の三十二及び第二百六條において準用する場合に限る。)、第三十七條の二(第四十三條、第五十八條、第九九條、第四百十條の三十二及び第二百六條において準用する場合に限る。)、第四十二條の二、第四百四條第二項(第九九條及び第四百十條の三十二において準用する場合に限る。)、第四百四條の三(第九九條において準用する場合に限る。)、第二百二十五條第一項(第九九條の三十二において準用する場合に限る。)、第二百二十八條第四項及び第五項(第四百四條の三十二において準用する場合に限る。)、第二百三十條第七項(第四百四條の三十二において準用する場合に限る。)、並びに第二百三條第六項(第二百六條において準用する場合に限る。)(の規定による基準

四～六 (略)
七 法第七十二条の二第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八條第一項(第三十九條の三及び第四百五條の三において準用する場合に限る。)、第九條(第三十九條の三、第四百五條の三及び第四百十條の十五において準用する場合に限る。)、第二十五條(第三十九條の三において準用する場合に限る。)、第三十條の二(第三十九條の三、第四百五條の三及び第四百十條の十五において準用する場合に限る。)、第三十一條第三項(第三十九條の三において準用する場合に限る。)、第三十三條(第三十九條の三、第四百五條の三及び第四百十條の十五において準用する場合に限る。)、第三十七條(第三十九條の三及び第四百十條の十五において準用する場合に限る。)、第三十七條(第三十九條の三及び第四百十條の十五において準用する場合に限る。)、第三十七條(第三十九條の三及び第四百十條の十五において準用する場合に限る。)、第三十七條(第三十九條の三及び第四百十條の十五において準用する場合に限る。)

改 正 前

目次

第一章～第十四章 (略)

附則

(趣旨)

第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型居宅サービスの事業に係る法第七十二条の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。
一・二 (略)

三 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八條第一項(第四十三條、第五十八條、第九九條及び第二百六條において準用する場合に限る。)、第九條(第四十三條、第五十八條、第九九條、第四百十條の三十二及び第二百六條において準用する場合に限る。)、第三十三條(第四十三條、第五十八條、第九九條、第四百十條の三十二及び第二百六條において準用する場合に限る。)、第三十七條(第四十三條、第五十八條、第九九條、第四百十條の三十二及び第二百六條において準用する場合に限る。)、第三十七條の二(第四十三條、第五十八條、第九九條、第四百十條の三十二及び第二百六條において準用する場合に限る。)、第四百四條第二項(第九九條及び第四百十條の三十二において準用する場合に限る。)、第四百四條の三(第九九條において準用する場合に限る。)、第二百二十五條第一項(第九九條の三十二において準用する場合に限る。)、第二百二十八條第四項及び第五項(第四百四條の三十二において準用する場合に限る。)、第二百三十條第七項(第四百四條の三十二において準用する場合に限る。)(の規定による基準

四～六 (略)
七 法第七十二条の二第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八條第一項(第三十九條の三及び第四百五條の三において準用する場合に限る。)、第九條(第三十九條の三、第四百五條の三及び第四百十條の十五において準用する場合に限る。)、第二十五條(第三十九條の三において準用する場合に限る。)、第三十條の二(第三十九條の三、第四百五條の三及び第四百十條の十五において準用する場合に限る。)、第三十一條第三項(第三十九條の三において準用する場合に限る。)、第三十三條(第三十九條の三、第四百五條の三及び第四百十條の十五において準用する場合に限る。)、第三十七條(第三十九條の三及び第四百十條の十五において準用する場合に限る。)、第三十七條(第三十九條の三及び第四百十條の十五において準用する場合に限る。)、第三十七條(第三十九條の三及び第四百十條の十五において準用する場合に限る。)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令
(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)
第一条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。附則において「居宅サービス等基準」という。)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

参
考

(抜
粋)

○厚生労働省令第九号
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)、老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)及び社
会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備
及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。
令和三年一月二十五日
厚生労働大臣 田村 憲久